

学校法人玉川学園情報システム運用基本規程

(平成24年4月1日制定)

(目的)

第1条 本規程は、教職員等及び学生等が学校法人玉川学園(以下「本法人」という。)の教育理念を实践する上で、本法人の情報システムがすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置及び運用されるよう、適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とし、本法人における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定める。

(運用の基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、関連するネットワーク及び情報システムの運用細則等を別に定め、本法人情報システムの円滑で効果的な情報流通及び優れた秩序と安全性を図り、安定的かつ効率的に運用する。

2 次の事項に関する基本的な取り組みを規定し、本法人情報システムの健全な運用と利用を実現するとともに情報社会の発展に貢献する。

- ① 情報資産の保護
- ② 情報システム運用に関連する法令(不正アクセス禁止法、プロバイダ責任制限法、著作権、個人情報保護法等)の遵守
- ③ 学問の自由・言論の自由・通信の秘密(プライバシー保護等)とルールによる制限とのバランス

(適用範囲)

第3条 本規程は、本法人情報システムを運用・管理する者、並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

(定義)

第4条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 情報システム
情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、本法人情報ネットワークに接続する機器を含め次のものをいう。
 - (1) 本法人により、所有又は管理されているもの。
 - (2) 本法人との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの。
 - (3) 上記の二つの項目に該当しない機器(例えば私物PCや携帯端末等)を本法人の情報ネットワークに接続した場合。
 - (4) 本法人の情報ネットワークに接続されていなくとも、以下で定義する情報資産を有する機器。
- 2 情報資産
情報システム並びに情報システム内部に記録された

情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

- 3 実施規程
本規程に基づいて策定される規程及び細則、基準、要領、内規をいう。
- 4 手順
実施規程に基づいて策定される内規及び具体的な手順やマニュアル、ガイドラインを指す。
- 5 利用者
教職員等及び学生等で、本法人情報システムの利用許可を受けて利用する者をいう。
- 6 教職員等
本法人の役員及び、本法人に勤務する常勤又は非常勤の教職員(派遣職員を含む)その他、情報システムネットワーク管理責任者が認めた者をいう。
- 7 学生等
本法人が設置する学校の大学学部学生、大学院学生、聴講生、生徒、児童、園児、研究生、研究員、研修員並びに研究者等、保護者、保証人、その他、情報システムネットワーク管理責任者が認めた者をいう。
- 8 臨時利用者
教職員等及び学生等以外の者で、本法人情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用するものをいう。
- 9 情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- 10 電磁的記録
電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(情報システム委員会)

- 第5条 本法人情報システムの円滑な運用のための審議機関として、本法人に情報システム委員会(以下「本委員会」という。)を置く。
- 2 本委員会については「学校法人玉川学園情報システム委員会規程」を別に定める。

(情報システムネットワーク管理責任者)

- 第6条 本法人情報システムの運用に責任を持つ者として、本法人に情報システムネットワーク管理責任者を置く。
- 2 情報システムネットワーク管理責任者は、玉川学園

情報システム委員会委員長とする。

- 3 情報システムネットワーク管理責任者は、本規程に基づく実施規程の整備や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。
- 4 情報システムネットワーク管理責任者は、本法人の情報基盤として供される情報システムのうち、情報セキュリティが侵害された場合の影響が特に大きいと評価される情報システムを指定することができる。この指定された情報システムを「全学情報システム」という。

(本法人外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

- 第7条 情報システムネットワーク管理責任者は、利用者及び臨時利用者による本法人以外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置に関する規程を整備する。
- 2 本法人情報システムを運用・管理する者、並びに利用者及び臨時利用者は、前項の規程に基づく本法人以外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずるものとする。

(情報システム運用の外部委託管理)

- 第8条 情報システムネットワーク管理責任者は、本法人情報システムの運用業務のすべてまたはその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(利用者の義務)

- 第9条 本法人情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程等を遵守しなければならない。

(利用の制限)

- 第10条 本規程に基づく実施規程に違反した場合の利用の制限は、それぞれの規程等に定めることができる。

(情報セキュリティ監査)

- 第11条 情報システムのセキュリティ対策が本規程に基づく手順に従って実施されていることを監査することができる。情報セキュリティ監査に際しては、別途定める「学校法人玉川学園監査規程」に準ずる。

(罰則)

- 第12条 本法人は本規程に基づく実施規程に違反した者に対し、必要な処分や措置を講じることができる。

(改廃)

- 第13条 本規程の改廃は、法人部長会の議を経なければならない。

(事務主管)

- 第14条 本規程に係る事務主管は、総務部情報基盤システム課とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い「学校法人玉川学園 玉川KNet運営規程」(平成10年7月1日制定)は廃止する。

学校法人玉川学園玉川KNet運用細則

(平成24年4月1日制定)

(目 的)

- 第1条 本細則は、学校法人玉川学園情報システム運用基本規程第2条に基づき、学校法人玉川学園(以下「本法人」という。)玉川KNet(以下「TKGNet」という。)の円滑な運用に必要な事項を定める。

(定 義)

- 第2条 TKGNetとは、研究・教育活動及びそれらを支援する業務処理を目的として本法人に設置されたコミュニケーション環境の総体をいう。
- 2 前1項のコミュニケーション環境は、TKGNetの基幹を構成する有線並びに無線ネットワーク(以下「基幹ネットワーク」という。)及び本法人並びにその設置する学校において独自に設置される情報システム(以下「情報システム」という。)から構成されるものとする。

(運用責任者及び運用)

- 第3条 TKGNetの総合的な運用に係る重要事項は、学校法人玉川学園情報システム委員会の議を経て決定する。
- 2 TKGNetの運用は、基幹ネットワークの管理運用に係る事項、TKGNetの学外との接続に係る事項及びIPアドレスの管理に係る事項を行うものとする。

(情報システムの管理責任者及び運用)

- 第4条 情報システムを所管する部処は、情報システム管理責任者を定めなければならない。
- 2 情報システム管理責任者は、情報システムの適正な管理及び運用を図るため、管理担当者を定めて必要な処置を講じなければならない。
 - 3 前2項に定める業務を情報システムネットワーク管理責任者に委嘱することができる。

(利 用)

- 第5条 TKGNetを利用する者は、別途定める学校法人玉川学園玉川KNet利用要領を遵守しなければならない。

ない。

(適用範囲)

第6条 本細則は、TKGNetを管理、運用及び利用するすべての者に適用する。

(基幹ネットワークへの接続)

第7条 基幹ネットワークへの物理的な接続及び情報システムを設置、変更する場合は、情報システムネットワーク管理責任者に申請しなければならない。

- 2 前1項の申請について適正と認められる場合は、情報システムネットワーク管理責任者はこれを承認するものとする。
- 3 前1項の申請についてTKGNetの利用、運用に何らかの影響を及ぼすと判断される場合は、学校法人玉川学園情報システム委員会にその承認を求めなければならない。

(IPアドレス取得申請)

第8条 TKGNetの利用者及び情報システム管理責任者がコンピュータ等の機器にIPアドレスの付与が必要な場合は、情報システムネットワーク管理責任者に申請しなければならない。

- 2 前1項の申請について適正と認められる場合は、情報システムネットワーク管理責任者はこれを承認するものとする。

(遵守事項)

第9条 情報システムネットワーク管理責任者及び情報システム管理責任者は、次の事項を遵守し、利用者にこれを周知し遵守させなければならない。

- (1) 第2条に定められた目的以外で利用してはならない。
- (2) 著作権等の法令に定める権利を侵害してはならない。
- (3) 知的財産権によって保護されたソフトウェアの使用許諾範囲を超えて、使用又は配布してはならない。
- (4) 他人のプライバシーを侵害してはならない。
- (5) 他人のID及びパスワードを不正に入手、使用及び譲渡してはならない。
- (6) 自己のID及びパスワードを他人に譲渡、貸与及び使用させてはならない。
- (7) 他人のデータを不正に入手、閲覧、変更、消去及び配布してはならない。
- (8) 情報システムに保存されたデータを正当な権限なしに入手、閲覧、変更、消去及び配布してはならない
- (9) 情報システムネットワーク管理責任者の許可なく基幹ネットワークに係る設置機器の配線及び周辺機器の接続構成を変更してはならない。

- (10) TKGNetの正常な機能を損なう可能性のあるソフトウェアを導入又は使用してはならない。
- (11) 公序良俗に反し教育機関としてふさわしくない内容の閲覧、保存、掲示、配布してはならない。
- (12) その他、社会慣行及び教育機関として一般に要求される倫理的及び法令に反する行為をしてはならない。
- (13) 本法人の営業機密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密の要件を満たすもの）を侵害してはならない。

(管理責任)

第10条 情報システムネットワーク管理責任者は、TKGNetに異常が発生し正常な運用に支障を来たす場合又はその恐れがあると判断した場合、適切な処置を講じなければならない

- 2 情報システムネットワーク管理責任者は、異常が情報システム又はTKGNetの利用者に起因すると判断した場合は、情報システム管理責任者又はTKGNetの利用者に適切な処置を講じるように指示することができるほか、必要な処置を講じることができる。

(違反行為)

第11条 情報システムネットワーク管理責任者は、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下、「違反行為」という。）、状態及び違反していると疑われる行為を検知又は通報された場合、違反行為の有無の調査を行い事実確認をしなければならない。

- 2 前1項の調査結果が第9条に定める遵守事項に違反した行為と確認された場合は、情報システムネットワーク管理責任者は、違反した者（以下、「違反行為者」という。）に対して違反行為の停止を命令することができる。
- 3 違反行為者が明らかでない、または違反行為者が停止の命令に従わない及び違反行為の改善に緊急性が認められる場合は、違反行為の停止に係る処置を講じることができる。

(処分・弁明)

第12条 情報システムネットワーク管理責任者は、違反行為者の所属する部長に対して、違反行為の内容を通知し校則、学則、服務規程等の賞罰、懲戒等の規定により所定の手続きを経て、違反行為の程度に応じて、適切な処置が講じられるように求めることができる。

- 2 前1項を行うにあたっては、違反行為者に対して違反行為について口頭又は文書による弁明の機会を与えることとする。ただし、違反行為者から正当な理由なく口頭又は文書による弁明がされなかった場合

には、弁明の権利を放棄したものとみなすことができる。

- 3 前1項を行うにあたっては、違反行為者の所属する部処長に対して次の事項について報告しなければならない。
 - (1) 違反行為の動機、様態及び結果
 - (2) 故意または過失及びその程度
 - (3) 被害の程度
 - (4) 本法人及び社会に与える影響又は損害
 - (5) 過去の違反行為の有無
 - (6) 弁明の有無及びその内容

(監査)

第13条 監査は、学校法人玉川学園監査規程の第12条に定める監査員による監査を実施することができる。監査の内容は、別途定める学校法人玉川学園監査要領に従うものとする。

(改廃)

第14条 本細則の改廃は、法人部長会の議を経なければならない。

(事務主管)

第15条 本細則に係る事務主管は、総務部情報基盤システム課とする。

附 則

この細則は平成24年4月1日から施行する。

学校法人玉川学園玉川KGNNet利用要領

(平成24年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 本要領は、学校法人玉川学園玉川KGNNet（以下「TKGNNet」という。）運用細則第5条に基づき、TKGNNetの利用について必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2条 TKGNNetの利用目的は、教育、研究及びそれらを支援する業務とする。

(利用者の範囲)

第3条 TKGNNetを利用することが出来る者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）の教員（非常勤を含む）及び職員（嘱託・パートタイマー・派遣職員を含む。）（以下、「教職員等」という。）。
- (2) 本法人が設置する学校の児童、生徒、学生（科目等履修生、聴講生及び研究生等を含む）、保

護者及び保証人。（以下、「学生等」という。）。

- (3) その他、TKGNNet運用細則第4条に定める情報システム管理責任者が認めた臨時の利用者（以下、「臨時利用者」という。）。

(申請承認)

第4条 TKGNNetのユーザー名 @***.tamagawa.ac.jp のメールアドレス、MyPCネットワーク、大学共通e-Educationシステム等を利用しようとする教職員等は、情報システム管理責任者に申請書を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 その他の情報システムの利用者及び臨時利用者については、別に情報システム管理者が定めるものとする。

(利用期間)

第5条 利用者の利用期間は、原則として次の各号の通りとする。

- (1) 教職員等は、そのID及びパスワードを取得してから、職務に従事する期間とする。
- (2) 学生等は、そのID及びパスワードを取得してから、卒業、退学等の在籍が終了するまでの期間とする。
- (3) 臨時利用者は、情報システム管理責任者が認めた期間とする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 第2条に定める目的から逸脱した行為
- (2) TKGNNetの円滑な運用を妨げる行為又はその恐れのある行為
- (3) 本法人、他の利用者又は第三者の知的財産権（著作権、特許権、商標権、意匠権等）及びプライバシーを侵害する行為又はその恐れのある行為
- (4) 誹謗中傷など本法人、他の利用者及び第三者の名譽を侵害する行為
- (5) 公序良俗に反する情報、事実反する情報を公開する行為
- (6) 本法人及び本法人が設置する学校の品位をおとしめる行為
- (7) 法令に違反する行為又はその恐れのある行為
- (8) その他、社会慣習に反する行為

(利用の停止)

第7条 第6条の各号に抵触する行為が確認された場合は、利用者の資格の取り消し又は停止、その他必要な措置を講ずることができるものとする。

(免責)

第8条 TKGNetの利用及びその結果については、利用者自らが責任を負うものとし、本法人及び本法人が設置する学校はTKGNetによるサービスの提供の遅延もしくは中断又は提供された情報に関連して生じた損害に対し、責任を負わないものとする。

- 2 利用者の故意、又は過失が原因となって生じる、すべての障害及び学内外のセキュリティ上の問題等に関する責任は、すべて利用者であり本法人及び本法人が設置する学校は責任を負わない。

(利用者責任)

第9条 利用者は、自らの故意又は過失により、本法人又は他者に損害を与えたことにより発生した損害賠償に対して責任を負わなければならない。

(実施細則)

第10条 本要領に定める事項のほか、その実施に必要な細目は、学校法人玉川学園情報システム委員会が別に定める。ただし、軽微な事項については、情報システム管理責任者がこれを定めることができる。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。